

第1章

道路総合管理計画の策定方針

1.1 はじめに

現在、調布市は、総延長 389km の道路を管理しており、それらは舗装、橋りょう、街路灯、街路樹などの多くの施設から成り立っています。

調布市の道路施設の多くは、高度経済成長期以降に整備を行ったものであり、建設から 50 年以上経過する施設の割合は、今後加速度的に増加し、老朽化する道路施設への更なる対応が求められます。また、近年の気候変動に伴い風水害などの自然災害が激甚化・頻発化する中で、災害による道路の機能不全を防ぎ、災害発生時に迅速な復旧・復興を行うための備えが必要です。加えて、人口減少と少子高齢化への懸念や多様な道路のニーズの高まりなど、市を取り巻く社会情勢が大きく変化している中、道路が果たすべき機能を持続し、道路に求められる新たなニーズに対応することが重要です。

そのような状況へ対応するため、調布市では、令和 2（2020）年 1 月に舗装、橋りょう、街路樹、公民連携手法などの各専門分野から選出した委員で構成した「調布市道路総合管理計画策定等推進委員会」を設置し、市が目指すべき道路管理の在り方、方向性などについて検討を進めてきました。併せて、個別施設ごとに施設数、施設の老朽化状況の把握に努めるとともに、維持管理・更新の方針等を定めた個別計画を策定し、事後保全から予防保全に転換したメンテナンスサイクルの確立を図り、中長期的なライフサイクルコストの縮減に向けて取り組んできました。また、道路施設の維持管理における包括的民間委託の導入検討や、道路を構成する土地の有効活用・処分、道路台帳電子化など道路管理業務全体の効率化に向けて検討を進めてきました。

そして、これまでの取組を踏まえ、個別計画に加えて、より発展的に複数の個別施設を横断的に管理し、中長期的な観点から全体最適化・高度化を図るため、調布市道路総合管理計画を策定しました。

1.2 本計画の位置付け

「調布市道路総合管理計画」は、公共施設・インフラの総合的かつ計画的な管理の推進について示した「調布市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改定）」を上位計画として、市が管理する重要なインフラである道路の施設・財産管理の方針を示すものです。

なお、本計画は、令和5年2月に作成した「調布市道路白書」で取りまとめた市の道路管理における現状と課題を基礎的データとして策定しています。

本計画は、道路管理業務全体に共通する考えを示したうえで、それを踏まえ個別の課題を調整し全体最適化を図るものであり、すべての道路管理業務及び道路管理分野の個別計画の上位計画として位置付けるものとします。

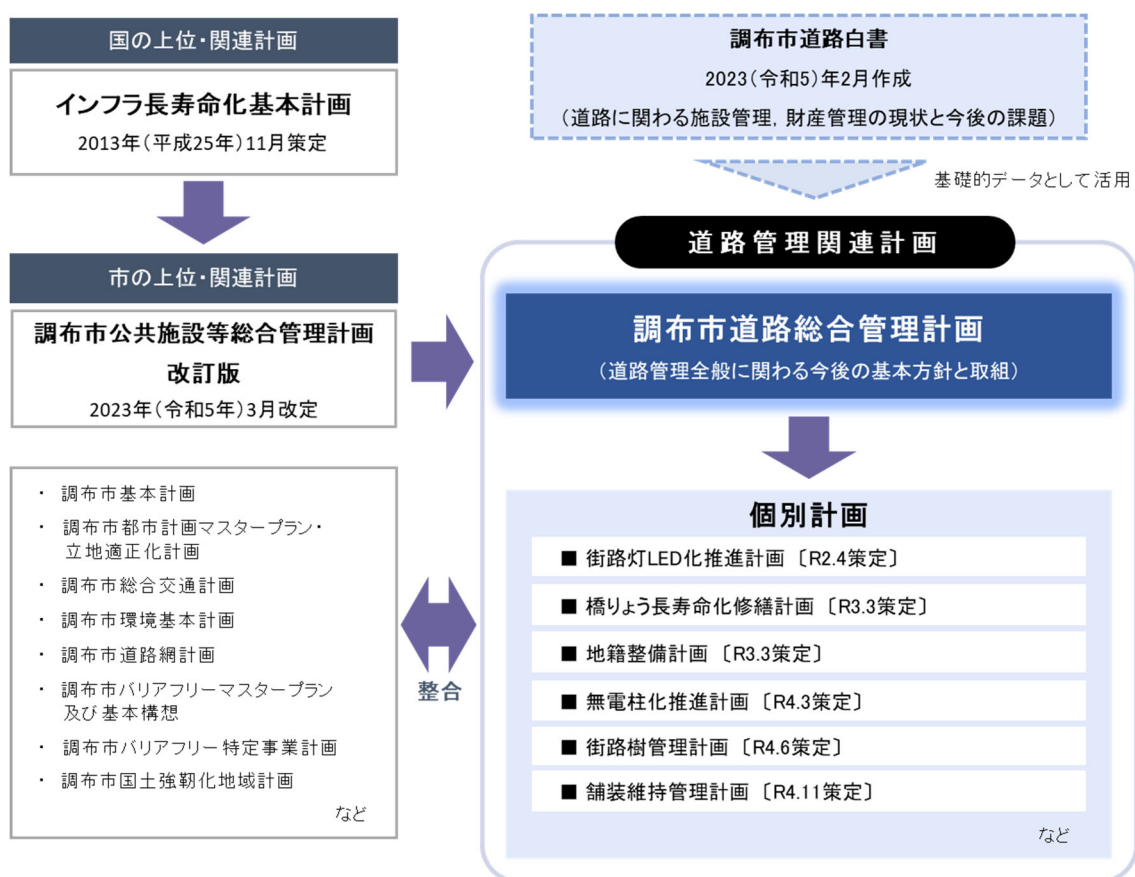


図 1-1 調布市道路総合管理計画の位置付け

1.3 本計画の構成

本計画の構成は以下の図に示す通りとなります。

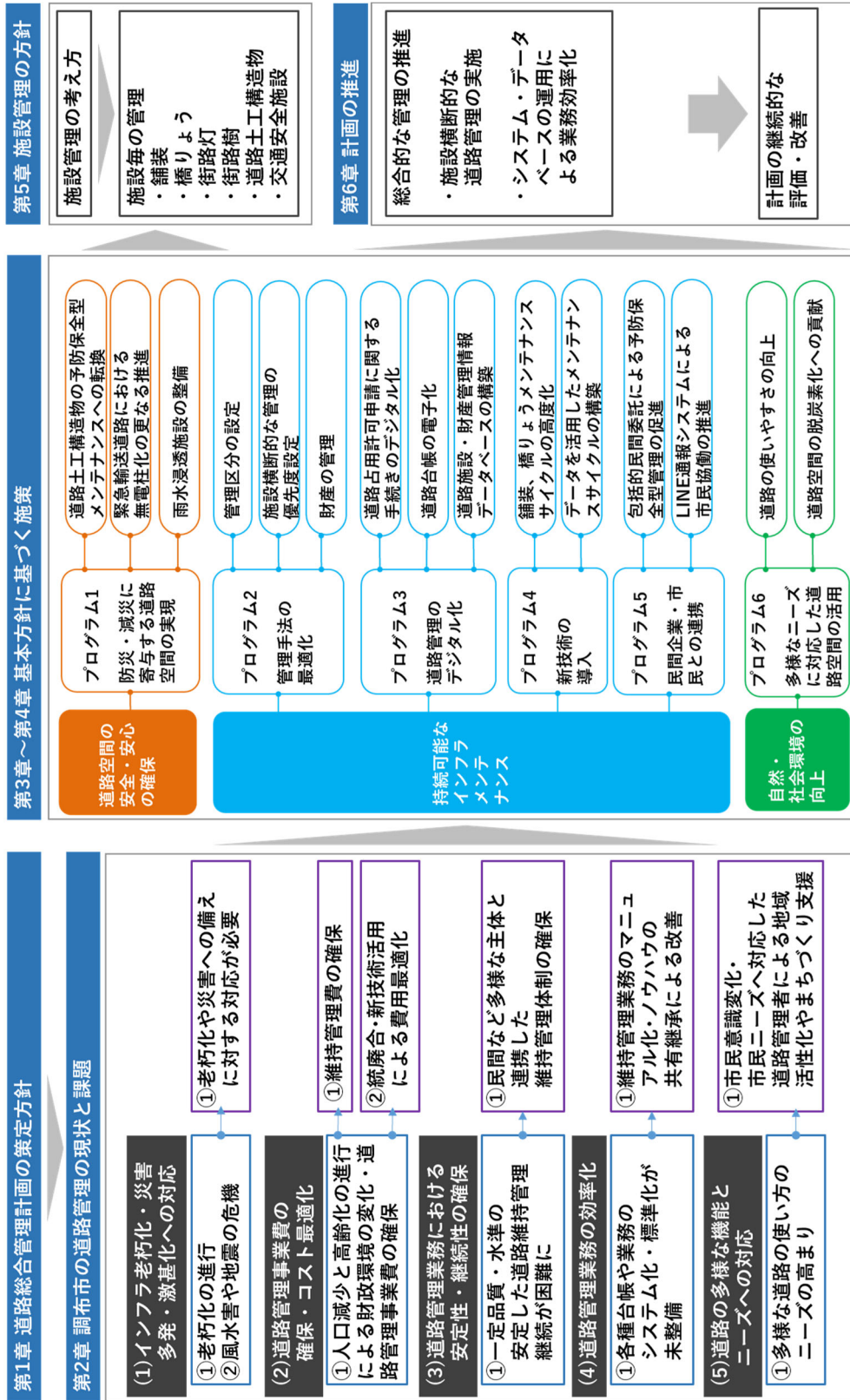


図 1-2 調布市道路総合管理計画の構成

1.4 計画期間と計画の対象範囲

1.4.1 計画期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度～令和15（2033）年度の10年間とします。

1.4.2 計画の対象施設

本計画は、下表に示す道路施設を対象とします。

表 1-1 道路施設一覧

管理物の分類	施設内訳	施設量	個別計画の対象	
財産	市道	市道管理延長：389km 主要市道：39路線 一般市道：2,918路線	地籍整備計画	
	水路・畦畔	水路：約93,000㎡ 畦畔：約30,000㎡		
	道路台帳	市道管理延長：389km		
	公共基準点	2級相当基準点：105点 3級相当基準点：380点 4級相当基準点：646点 ※地籍図根点は除く		
施設	舗装	舗装管理延長：368km	舗装維持管理計画	
	橋りょう	76橋（うち歩道橋1橋）	橋りょう長寿命化修繕計画	
	街路樹	約4,000本	街路樹管理計画 桜に関する管理方針	
	街路灯	16,414灯	街路灯LED化推進計画	
	道路土工構造物	26箇所		
	交通安全施設	道路反射鏡(ミラー)	2,889基	
		防護柵	4,169基	
		道路標識	門型標識：4基 大型標識：50基 小型標識(地点名標識)：76基 小型標識(地点名標識)：103基	
		車止め	1,823基	
		視線誘導標・自発光鈺	552基	
	その他管理物	電線共同溝	2.2km	無電柱化推進計画
		飛田給駅公共通路	1箇所	
		地下通路	3箇所	
昇降施設等		エレベーター：5基 エスカレーター：2基		

※施設量は令和6年3月31日現在

※財産：調布市が認定している市道と水路、^{けいはん}畦畔等を構成する土地のことです。これらを管理するのに使用する道路台帳、公共基準点も含まれます。

1.4.3 計画の対象業務

本計画は、道路に関する事業や申請手続き、財産管理、施設管理など、都市整備部道路管理課が所管する業務を対象とします。

表 1-2 財産管理に係る所管業務の概要

業務の分類	業務の概要
市道路線の認定・廃止・区域変更等	市道の認定、廃止、区域変更等の可否を検討・市議会への諮問
地籍調査事業	土地の所有者・地番及び地目の調査、境界及び地積に関する測量、調査図・調査簿の作成
土地境界確認申請	市民が所有する土地・建物等の売却・改修・建替え時における土地境界確定の申請受付・確認業務
事前相談申請 (寄附・売払い)	私道寄附・開発寄附に関する相談・申請の受付、市道・水路・畦畔等の売払いに関する相談・申請の受付
道路等に関する各種証明	土地境界証明・道路区域証明・認定道路幅員証明・法定外公共物にかかる機能の有無についての証明
基準点使用と 基準点付近での工事申請	調布市が管理する基準点を測量等に使用する場合、または付近で工事を行う場合の申請受付・審査（一時撤去・移転を含む）

表 1-3 施設管理に係る所管業務の概要

業務の分類	業務の概要
施設に関する調査・計画・設計・工事等	管理物である施設の維持管理に必要な調査、計画、設計、工事等、及びその発注業務、管理業務等
道路管理に関する 相談・対応	市道の管理に関する各種相談の受付と必要に応じた対応
占用許可等	道路内に上下水道・ガス・電気・電話などのライフラインに関する工作物を設け、継続して使用する道路占用許可申請の受付・審査や、公共物(水路・畦畔等)の占用許可に関する申請受付・審査、駅前広場利用に関すること
パトロールと 軽微な補修等	道路を安全で快適な状態に保つためのパトロール、路面や安全施設の定期的な点検と必要に応じた補修、不法投棄されたゴミ等の回収、不法占用物（道路上の植木鉢・段差解消ブロック等）の撤去の指導等
自費工事申請	道路管理者以外の個人や事業者等が市道を掘削等する工事（自費工事）の承認申請受付・審査
その他	大型・特殊車両通行許可に係る申請受付・審査、沿道掘削施工（沿道での地下室の建築等）に係る相談や申請の受付・審査、道路上での工事や作業に係る相談の受付、私道の舗装に関する相談の受付、武蔵野の路利用に関する使用申請受付等